

この印刷物は再生紙を使用しています。

No.4

2006年2月発行

淀川水系 流域委員会

木津川上流部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会 木津川上流部会ニュース No. 4

2006年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541 0042 大阪市中央区今橋4 2 1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E mail : yodogawa@gene.mizuho.ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第4回木津川上流部会の内容……………P. 1
- 第4回木津川上流部会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 7
- 木津川上流部会 委員リスト……………P. 8
- これまで開催された会議等について……………P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧 入手方法 ご意見受付……………P. 10

平成17年12月12日(月)、第4回木津川上流部会が開かれました。



【名張シティホテルにて】

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/大阪府 土木部河川室/兵庫県 土木部河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

* ユースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧いただけます。

第4回木津川上流部会の内容

審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」および審議資料13「岩倉峡(57.4km)地点の流下能力について」の説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。

第4回木津川上流部会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年12月12日(月) 15:00~18:30
場 所：名強シティホテル 3階 天平・鳳凰の間
参加者数：委員12名、河川管理者11名、一般傍聴者92名

1. 決定事項
「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時までに提出する。
2. 報告の概要
庶務より、報告資料1を用いて、第3回木津川上流部会の結果報告がなされた。
3. 審議の概要
ダム意見書WG委員より審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」の説明がなされた後、河川管理者より審議資料13「岩倉峡(57.4km)地点の流下能力について」の説明がなされた。その後、意見(案)に関する意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
○「1 はじめに」に関する意見交換
ヨ ロックでは「人類生存」という言葉が頻りに使われている。環境問題は流域の問題だけではない。ダム建設は環境にかなりの負荷を与えるので「人間生存に不可欠」という言葉でよい。
「人間生存に不可欠」は、委員会の総意として提言や意見書で使われてきた言葉だ。全面的に変更するのであれば、手続きを踏む必要があるのではない。
一委員が替わったので考え方が変わる余地があってもよい。そうでなければ自由な議論ができない。
一議論の結果、変更する場合には、手続きを踏んで改めていけばよい。第 次流域委員会の結論を要するつもりはない(ダム意見書WGリダ)。
○「5 川上ダム」に関する意見交換
先日、永源寺ダム裁判の判決が示された。河川管理者は、岩倉峡流下能力についてずさんなデータを、雨量観測所も途中から 所設けただけで、間違った資料が出されれば、それに基づいて間違った結論を出してしまう。河川管理者にはきちんとしたデータを出して頂きたい(ダム意見書WGリダ)。
一流域委員会当初に「逃げない、隠さない、誤魔化さない」と申し上げたが、この気持ちは今も持っている。正しいと思ってやったことが間違っていた場合には、きちんと修正して、皆様のご意見を伺ってきたい。間違っているかもしれないという視点で我々の資料を見て頂くことも必要だと思っている。ご批判を頂きながら、よいものを出していきたい(河川管理者)。
経済産業省が示した予測では、2030年には上野市の人口は26%減少すると予想されている。川上ダム0.3m/sの利水は人口減少を想定して見直しておかないといけない。県の事業負担が可能かどうかも心配だ。木津川本川自分流からの取水や水利権の見直し、用途間転用についても再度検討して頂きたい。意見(案)P22~23のティセン法に関する記述について確認したい。ティセン法そのものに問題があるのではなく、雨量観測所が最近になってできたことが問題だと指摘しているという理解でよい。
一ダムという重大な事業で、ティセン法に頼らざるを得なかったことが問題であり、雨量計による観測が必要だということ述べている(ダム意見書WGリダ)。
この流域の既往最大洪水は明治29年洪水だが、時間雨量の観測値がないため、対象降雨から除外されている。委員会の見解を述べておくべきではないか。
一河川管理者は、今後20~30年でどこまでできるかという視点を重視して目標洪水を選択したとされている。狭野部上流は頻りに氾濫してきた。河川整備が進んでも、結局、町ができてしまい、浸水被害がなくなる。河川管理者は「この地域に家を建てるな」とは言えないが、「最大洪水が来れば浸水する」と言うために、目標洪水として既往最大規模を採用したと考えている。このような観点から、河川管理者の方針は妥当だと判断した(ダム意見書WGリダ)。
○河川管理者からの指摘事項
河川管理者より審議資料2「川上ダムについて 1.三重県利水について 2.高山ダムばっく循環設備について」を用いて意見(案)への指摘がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
「5.2 流水の正常な機能の維持」に「前深瀬川および木津川の既得用水の補給が主対象となっている」とあるが、既得用水の補給以外にダム直下流地点での維持流量0.5m/sを確保している。

P23のティセン法と雨量観測所の設置数に関する記述に関しては、河川砂防技術基準に50km²毎に1つの雨量観測所を設置するという記述がある(河川管理者)。

P24「木津川本川自分流から取水について」で自分流取水について記述されているが、できないとされている。また、P24「(2)代替水源について」については、三川合流下流では少雨化傾向による供給能力の低下を見込んでなお余裕がある水道事業者もいれば、足りなくなる水道事業者もあり、全体としてはバランスが取れていると考えている。また、異常洪水対策は川上ダムとは関係がない(河川管理者)。

一たった0.3m/sの転用でバランスが崩れるのか。木津川上流で取水している利水者の実態を数字で示してもらいたい。また、臨海工水と大阪府の工業用水を転用すれば余裕が生まれるはずだ。府営水と阪神水道事業団についても具体的な数字で転用ができないということを示してほしい(委員)。

意見(案)P26~27「(2)貯水池周辺の生息生物への影響について」に関していくつかの思いを述べたい。食物連鎖構造等の生息環境調査や生物環境調査を実施して上位種が設定されている。また、地元の生活に必要な道路を建設する際に重要な植物種の保全対策を実施している。オオサンショウウオの移転試験は、その生態や保全対策の有効性を検討するために平成10年から調査 保全検討委員会の指導を受けて実施している。遺伝的多様性については、現在調べうる範囲では多様性は見つからなかった。個体群の存続可能性についてはその生態に未解明な部分もあるため結果の評価が困難という専門家の意見も頂いている。P27で「河川管理者はダム建設が自然に与える影響は軽微であると安易に判断している」と記述されているが、調査検討資料では「軽微である」という説明はしていない(河川管理者)。

P21「洪水水位が「堤防天端 余裕高」に達すると破壊すると仮定しているが、この仮定は必ずしも適切ではない」という記述がある。今後、越水対策に取り組んでいくが、技術的な基準等が整備されていない状況で破壊の条件を考えた結果、「堤防天端 余裕高で破壊する」と設定しなければならないと説明した。ダムWGでもこの仮定はやむを得ないという審議が行われていたように思う。意見が変わったのであれば、それでよいと思うが、意見(案)で表現が変わっているのでコメントさせて頂いた(河川管理者)。

一計画上は「堤防天端 余裕高で破壊する」という仮定で仕方ないが、意見(案)は「堤防天端 余裕高で破壊するかどうか」にポイントが置かれている。流下能力を表す場合は、余裕高を引いた実力を示さないとけない。ダムの効果を判断するためにも「堤防天端 余裕高」で氾濫しない場合も示してほしい。ダムの効果を判断する数値は氾濫量だけではないと思っている。

4. 一般傍聴者からの意見聴取： 一般傍聴者8名より発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。
審議資料13の岩倉峡流下能力検討内容は、過去の全てのデータ(観測流量、水位記録)を用いていない、とんでもない検討だ。洪水氾濫計算書(840 24号台風の1.56倍)によれば、鳥ヶ原観測所で4149m³/sとなっており、これは無害流量だ(参考資料1 No677)。水資源機構は、断層の具体的な調査を避けたり、地質断面図の嘘の発表をしている。トレンチ調査を公開でいい、活断層の活動履歴の把握につとめる必要がある(参考資料1 No676)。平成30年の伊賀市の1日最大取水量が5万m³/sを切ると考えられる。上野市の水道事業管理者も代替水源について言及している。水需要管理にも真剣に取り組んで頂きたい。
希少種としてのオオサンショウウオ個体群の存続だけが問題にされているのではない。なぜ川上川にオオサンショウウオがたくさんいるのか、生態学的に調査しないとけない。議論をする場が必要だ。水道事業者、三重県の企業庁、副知事を委員会に呼んで、川上ダムの利水について結論を出せばよい。多目的ダム建設のためだけの利水目的だ。伊賀市はダム完成をえてにして取水施設の保守管理をしていないだけだ。川上ダムを待たなくても、簡易水道等の保守管理で水は確保できる。
委員会は水需要管理への転換を提言してきた。多くの家庭では節水に努めている。水道事業者の水使用料算定が大きすぎる。あやふやな根拠でダムを建設するのではなく、税金を福祉年金等へ回して頂きたい。
河川管理者は、永源寺ダム訴訟について資料を出すべき。伊賀では1854年に地震が発生し、多数の死者が出ている。木津川断層の活動が迫っているという予測もある。委員会や国交省の考え方を示してほしい。
審議資料13で岩倉峡のH-Q曲線が変更されたにもかかわらず、鳥ヶ原のピク流量は変わっていない。河川管理者は、岩倉峡流下能力見直しにあわせて、鳥ヶ原ピク流量や各施設の効果も見直すべきだ。
私は上野遊水地で生活をしている者だが、この地で生活している者の苦しみを分かっている。河川管理者には移動させられたオオサンショウウオの個体がどれくらい生き残っているのかを調査して頂きたい。また、歴史的、民俗的な調査がなされていない。水没地から縄文初期の遺跡も出てきている。ダム予定地は地震の要の地であり、チタン鉱山でもある。要石大橋に自殺防止用フェンスを付けてほしい。

第4回木津川上流部会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1より

第4回琵琶湖部会では、審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」を用いて委員間で意見交換がおこなわれました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

051206版

5 川上ダム

5.1 川上ダムの経緯

川上ダムは、1972年7月に建設省により予備調査が開始され、82年8月の淀川水系水資源基本計画に追加された。川上ダムは、木津川の支川である前深瀬川の upstream 約2kmの川上川合流地点の下流に建設しようとするもので、ダムの流域面積は54.7 km²、総貯水容量3,300万m³の重力式コンクリートダムとして計画されている。

川上ダムの計画当初の目的は、①淀川・木津川等の洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③三重県・奈良県・西宮市の新規利水の確保、④発電であった。

その後、利水者による水需要予測の見直しが行われ、奈良県および西宮市が全量撤退の見込みとなり、また三重県も当初計画の約半分の0.358 m³/s(取水ベース)に減量の見込みとなったが、平成17(2005)年7月に発表された河川管理者の新たなダムに関する「方針」では、①前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③三重県(上水)の新規利水を目的として川上ダム事業を実施するとしている。

新規利水の減少により川上ダム計画は縮小される可能性があるが、現時点では、詳細な規模や構造が発表されていない。このため、流域委員会としての意見はこれらが発表された段階で改めて示すこととし、ここでは河川整備計画基礎案をもとに行われた調査検討についての意見を示す。

5.2 川上ダムの効果

5.2.1 前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節

木津川支川の川上川・前深瀬川合流地点に建設しようとしている川上ダムの流域面積は54.7 km²であり、木津川の岩倉地点での流域面積の約11%に過ぎない。したがって、流域面積から見るかぎり、川上ダムは服部川合流地点より上流の木津川の洪水調節への効果は認められるものの、木津川の下流に対しては、狭窄部である岩倉峡の開削が実施されないうえ、限定的である。木津川・宇治川・桂川の3川が合流する淀川の洪水調節への効果は、岩倉峡や保津峡といった狭窄部の開削が実施されないうえ限定的となる。

河川管理者が示した調査検討では、氾濫面積の比較により川上ダムの効果を検証しようとしている。この検証では、洪水水位が「堤防天端 余裕高」に達すると破堤すると仮定しているが、この仮定は必ずしも適切とはいえない。「堤防天端 余裕高」に達しても破堤しない事例も多く、堤防強化が実施されれば、堤防天端近くまで洪水水位が達しても破堤しない可能性はさらに高くなると考えられる。したがって、これまでに示された氾濫計算結果は川上ダムの効果を判断する材料として不十分である。氾濫面積の大きさだけでなく、洪水水位がどの程度低減されるかを示す必要がある。

上野地区における洪水の水利特性を解析する場合の出発点となる岩倉地点の水位・流量

曲線についてはより詳細な検討が必要である。岩倉地点における水位・流量曲線がこれまで河川管理者が使用していたものと異なれば、上述の氾濫面積の計算結果も異なってくるうえ、上野遊水地の機能についても再検討が必要となる。

5.2.2 流水の正常な機能の維持

川上ダムの効果として「流水の正常な機能の維持」が挙げられているが、このこと自体は川上ダムを建設する主目的にはなり得ず、建設された場合の付随的效果とみなすべきである。

流水の正常な機能の維持の対象は環境と利水の双方を満足させるのが普通であるが、川上ダムの場合、前深瀬川および木津川の既得用水の補給が主対象となっている。これは川上ダムが97年の河川法改正以前に立案されたせいでもあるが、既得用水の補給が主対象である場合は、流水の正常な機能の維持容量とする取扱いには論理的な疑義がある。

5.2.3 三重県(上水)の新規利水

99年10月に認可された川上ダムの事業実施計画(第1回変更)によると、新規利水のための容量として、洪水期1379万m³、非洪水期1320万m³が確保されていた。この利水容量は、三重県0.6 m³/s、奈良県0.3 m³/s、西宮市0.211 m³/sの合計1.111 m³/sに対応するものである。05年7月の調査検討によれば、奈良県および西宮市が全量撤退の見込み、三重県も約40%減の0.358 m³/s(取水ベース)に減量見込みとされている。新規利水にこのような変化が生じた以上、ダム容量についての再検討が必要であるが、現時点では検討結果が示されていない。可及的速やかな再検討結果の提示が必要である。

5.3 川上ダムの問題点

川上ダムの最も重要な目的は狭窄部岩倉峡上流の上野地区の治水である。しかしながら、上野地区の治水を検討する際の基本である岩倉地点での水位・流量関係が正確に把握されていないうえに、ダムの効果についての検討も十分とはいえない。新規利水についても、大幅な減量が見込まれているにもかかわらず、代替水源についての検討が不十分である。さらに、水質や貯水池周辺の生態生物への影響などについても十分に検討されたとはいえない。

5.3.1 上野地区の治水

(1) 川上ダム流域の雨量

川上ダム計画において流域の平均雨量は基本的な水文データであるにもかかわらず、流域内に設置された雨量観測所は霧生の1か所のみである。しかもそこでの観測値が用いられるようになるのは昭和47年20号台風以後である。川上ダムの流域平均雨量は周辺の数か所の雨量観測所で観測された雨量からティーセン法によって算定されているが、算定時の雨量観測所数が時期によって異なっているため直接的な比較ができない。川上ダムという重要な事業に関わる流域平均雨量を他の流域の雨量観測値をもとに推定することは余りにも簡便すぎて適切でない。

川上ダム流域の雨量特性をより的確に把握するには前深瀬川および川上川のそれぞれの流域に少なくとも1箇所以上の雨量観測所を設置する必要がある。

(2) 木津川岩倉地点における水位・流量関係

上野地区における河川流の水利解析を行うには岩倉地点における水位と流量の関係を知る必要があるが、河川管理者は流量観測法と水面形追跡法という2つの方法によってこの関係を求めようとしている。

流量観測法は、浮子などを用いて流速を測り、流水の断面積を乗じて流量を算定し、水位と流量との関係を求めようとするものであるが、ここで用いられた方法にはつぎのような問題が含まれている。すなわち、①流量の観測は同一洪水でのいくつかの異なる水位状態で行われており、実際に観測の対象となった洪水は数洪水に過ぎない。②観測された洪水流量の最大値は2000 m^3/s 以下で、検討の対象となる3000 m^3/s 程度に比べてきわめて小さい。③流量の大きな上位7洪水に曲線を当てはめ、その曲線から目標洪水の水位を外挿推定しようとしているが、中位以下の洪水の観測値が無視されたものとなっている。

したがって、ここで用いられている流量観測法では、極端な外挿推定のため、推定値の信頼度が著しく低い。

一方、水面形追跡法は、別の地点(ここでは鳥ヶ原)を出発点として、不等流計算により対象地点での水位と流量の関係を求めようとするものであるが、この方法は流量観測法に比べて任意の流量の水位を算定できるという利点があるものの、河川管理者が行ったこれまでの不等流計算には、つぎのような問題があった。すなわち、①対象区間の流れには常流と射流が混在している可能性があるにもかかわらず、常流のみが存在するとして計算するというきわめて初歩的なミスを行っていた。ただし、流域委員会の指摘により計算手法はその後かなり改善された。②不等流計算を行うにはマンギングの粗度係数が必要である。ここではマンギングの粗度係数を洪水痕跡から推定する通常の方法が採用されているが、痕跡の観測が不十分なため、推定値の信頼性が低くなっている。③マンギングの粗度係数を推定するための不等流計算と痕跡を比較すると、マンギングの粗度係数を過大に推定している可能性がある。④水面追跡法による水位・流量曲線は、実測の水位・流量関係と比較すると、実測の上縁に相当し、水位の過大評価となっている可能性が高い。⑤ちなみに、実測の中位に相当するマンギングの粗度係数を用いて、目標流量に対する水位を推定すると、上記のものより50cm以上低い。

したがって、河川管理者が用いた水面追跡法では、マンギングの粗度係数を過大に見積もっている可能性があり、結果として、対象流量付近では水位を50cm以上過大に評価することになっている可能性がある。

(3) 上野地区の洪水特性

上野地区の洪水特性は、木津川岩倉地点における水位・流量関係を出発点として推定されるため、木津川岩倉地点における水位・流量関係に誤りがあれば、上野地区の洪水特性の推定につきのような影響を与える。すなわち、①河道の流下能力や氾濫解析が信頼できなくなる。②遊水地への流入開始水位の判断が誤り、遊水地の機能が発揮されない可能性が生じる。③川上ダムの必要性についての判断を誤らせる可能性がある。

したがって、河川管理者は木津川岩倉地点における水位・流量関係について真剣な検討を行い、これまで用いていた水位・流量関係と有意な差がある場合には、上野地区の洪水特性について抜本的な見直しを行う必要がある。

5 3 2 利水

川上ダムの利水は、奈良県、西宮市の撤退と三重県の利水見直しにより0.358 m^3/s (取水ベース)のみとなった。三重県利水が木津川本川の自流水もしくは川上ダム以外の代替水源で賄うことについて、さらに調査検討する必要がある。

(1) 木津川本川自流水からの取水について

岩倉峠上流で合流する柘植川、服部川、木津川の濁水流量の合計値は5 m^3/s を上回っている。この一部を伊賀水道事業(上水)に利用することは可能である。木津川と前深瀬川との合流点から下流の木津川本川に既設の多くの老朽化した井堰を統合し、農業用水と伊賀水道の合同井堰として0.358 m^3/s を取水できる可能性がある。さらに、伊賀市が消費する正

味の水量は0.1 m^3/s を超えず、排水は最終的に岩倉峠に流入するから、上流で河川自流水の取水を認めても下流の水需給のバランスに影響を及ぼすことはない。農業用水との統合管理など複数の関係機関にまたがる水利調整は容易ではないが、河川管理者が水需要管理の実現をめざして積極的に取り組めば不可能ではないので英断をもって取り組むべきである。

(2) 代替水源について

河川管理者は、三重県利水の代替取水について、①少雨化傾向による供給能力低下などを考慮すると名張川水系の3ダム(青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム)からの転用や青蓮寺ダムの特定かんがい用水から転用する余裕はない。②三川合流下流では複数の大口取水者があり、ダム建設なしに上流で新たな河川自流水の取水を認めると下流が渇水時にも上流では取水するため、下流の都市用水の水源が減少し水需給のバランスを崩す、として代替水源の検討に消極的である。河川管理者の説明は、未だ科学的に未解明の「近時の少雨化傾向」による利水安全度の低下と異常渇水を根拠としている。

しかし、琵琶湖の水位が既往最低であった94年や00年の渇水時には下流都市用水の断水は全く発生しなかった。異常渇水時の対応はいわば危機管理であり、平常時と同列に扱うべきではなく、水融通のルールを確立することが優先課題である。また、淀川下流(大阪府、大阪市、阪神水道等)の上・工水実績取水量はこの10数年間毎年約1%ずつ減少し続けており、04年実績は平均約53 m^3/s であった。整備計画が予定する今後20～30年間においては、節水機器の普及、水の循環利用、処理水の再利用などに加え、人口減少の加速により水需要の減少は継続すると考えるのが妥当である。つまるところ、三重県の取水量は、淀川下流の年間取水減少量の0.7%を三重県に転用するかもしれないという問題に帰結する。

川上ダムに代わる水源の最有力候補は、大阪府が青蓮寺ダムに確保している利水量より三重県が必要とする0.358 m^3/s を譲り受ける方法である。過剰な利水量を確保する一方で深刻な財政難に陥っている大阪府の上水ならびに工業用水は水利権転用の対象として最適であると考えられる。水需要管理の実現に向けて鋭意精査確認すべきである。三重県が譲り受ける水の配水方法についても最も合理的なルートを調査検討する必要がある。

5 3 3 川上ダムの自然環境への影響

(1) 水質等への影響について

貯水後の水質の変化の予測と予想される水質変化に対する対策の効果は、水道水源としての適格性や貯水池内および下流の河川の生物群集の変化を検討する際に不可欠な情報である。既存の木津川水系のダム群では、夏季に藍藻類の大量発生が記録されており、それらのダムよりも滞留日数が長期化すると考えられる川上ダムでは、プランクトンの発生を原因とする水質障害、つまり水道水の着臭等に関する懸念に対して十分に説明できるような調査検討を行う必要がある。

1) 水質予測

川上ダムで水質予測モデルとして採用されている「鉛直一次元貯水池解析モデル」はダムや大規模堰の運用後の貯水池水質を予測するための手法としてしばしば使われているが、比奈知ダムでの検証結果の限りでは再現性が悪い。予測式の計算のための基礎データを再吟味し、より精度を高める努力を続けるとともに、川上ダムにおいて予測されるマキシマムの事態を想定した水質保全対策が検討されるべきである。

2) 水質汚濁対策

曝気循環による水質改善の効果については、年毎に異なる気象条件を考慮した解析結果は示されていないため改善効果を証明するには至っていない。効果について、統計的にも、陸水学的にも満足できるレベルの説明が必要である。

(資料の全文は流域委員会ホームページでご確認いただけます)

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		K4 A
報告資料1	第3回木津川上流部会 (H17.10.25開催) 結果報告	K4 B
審議資料1 1	淀川水系5ダムの調査検討についての意見 (案)	K4 C
審議資料1 2	川上ダムについて 1.三重県利水について 2.高山ダム曝気循環設備について ※河川管理者提供資料	K4 D
審議資料1 3	岩倉峡 (57.4k) 地点の流下能力について ※河川管理者提供資料	K4 E
審議資料1 4	川上ダムの調査検討とりまとめ ※河川管理者提供資料	K4 F
審議資料1 5	三重県の川上ダム関連事業費についての調査結果	K4 G
審議資料1 6	大阪市水利権および新聞記事	K4 H
その他資料	委員会の今後のスケジュール	K4 I
参考資料1	委員および一般からのご意見	K4 J
参考資料2	新聞記事集	K4 K

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧 入手方法」をご覧ください。

木津川上流部会 委員リスト

2005.12.9現在
(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長	淀川部会 利水 水審委管理部会
2	江頭 進治	河道形状 土砂移動	立命館大学工学部 教授	琵琶湖部会 利水 水審委管理部会
3	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授	淀川部会 住民参加部会
4	荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授	淀川部会 利水 水審委管理部会
5	川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長	淀川部会 利水 水審委管理部会
6	中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センタ 教授	琵琶湖部会 利水 水審委管理部会
7	水山 高久	治山 砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会 利水 水審委管理部会
8	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授	住民参加部会

これまで開催された会議等について

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ～第6回 平成13年開催	第1回 平成13年開催	第1回 平成13年開催	第1回 平成13年開催
第7回 ～第15回 平成14年開催	第9回 平成14年開催	第11回 平成14年開催	第7回 平成14年開催
	第21回 平成15年開催	第21回 平成15年開催	第18回 平成15年開催
第16回 ～第27回 平成15年開催	第28回 H16/10/13 (水)	第24回 H16/8/25 (水)	第21回 H16/9/1 (水)
	第29回 H16/11/8 (月)	第25回 H16/9/17 (金)	第22回 H16/10/21 (木)
第28回 H16/2/26 (木)	第30回 H16/12/15 (水)	第26回 H16/10/19 (火)	第23回 H16/11/2 (火)
第29回 H16/5/8 (土)	第31回 H17/1/8 (土)	第27回 H16/11/30 (火)	第24回 H16/12/3 (金)
第30回 H16/6/22 (火)	第32回 H17/4/13 (水)	第28回 H16/12/18 (土)	第25回 H16/12/23 (木)
第31回 H16/7/29 (木)	第33回 H17/8/17 (水)	第29回 H17/4/11 (月)	第26回 H17/4/14 (木)
第32回 H16/8/24 (火)	第34回 H17/9/14 (水)	第30回 H17/8/22 (月)	第27回 H17/8/18 (木)
第33回 H16/9/29 (水)	第35回 H17/10/19 (水)	第31回 H17/9/13 (火)	第28回 H17/9/11 (日)
第34回 H16/10/25 (月)	第36回 H17/12/7 (水)	第32回 H17/10/21 (金)	第29回 H17/10/23 (日)
第35回 H16/11/16 (火)	木津川上流部会	ダムWG	3ダムサブWG
第36回 H16/12/20 (月)	第1回 H17/4/20 (水)	第1回 H16/7/11 (日)	第1回 H16/8/7 (土)
第37回 H17/1/11 (火)	第2回 H17/8/20 (土)	第2回 H16/7/18 (日)	第2回 H16/9/11 (土)
第38回 H17/1/22 (土)	第3回 H17/10/25 (火)	第3回 H16/7/25 (日)	第3回 H16/11/8 (月)
第39回 H17/2/5 (土)	環境・利用部会	第4回 H16/8/19 (木)	川上ダムサブWG
第40回 H17/3/14 (月)	第1回 平成15年開催	第5回 H16/9/23 (木)	第1回 H16/8/3 (火)
第41回 H17/5/17 (火)	治水部会	第6回 H16/10/4 (月)	第2回 H16/9/3 (金)
第42回 H17/7/21 (木)	第1回 平成15年開催	第7回 H16/10/18 (月)	余野川ダムサブWG
第43回 H17/7/25 (月)	第5回 平成15年開催	第8回 H16/11/10 (水)	第1回 H16/8/11 (水)
第44回 H17/8/5 (金)	第6回 H17/4/24 (日)	第9回 H16/12/1 (水)	第2回 H16/9/22 (水)
第45回 H17/8/24 (水)	住民参加部会	第10回 H16/12/5 (日)	水位操作WG
第46回 H17/9/24 (土)	第1回 平成15年開催		第1回 H17/6/29 (水)
その他	第8回 H17/4/24 (日)	丹生ダム意見交換会	H16/9/27 (月)
	設立会、発足会 第1回 合同懇談会	住民の意見を聞く会	H16/12/5 (日)
の	第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	住民と委員との意見交換会(丹生ダム)	H17/8/17 (水)
	提言説明会	住民と委員との意見交換会(余野川ダム)	H17/8/18 (木)
他	しっかりしてや!!流域委員会 ファシリテーターの検討会	住民と委員との意見交換会(川上ダム)	H17/8/20 (土)
	大戸川、天瀬ダム意見交換	住民と委員との意見交換会 (大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発)	H17/8/22 (月)
	H16/9/26 (日)	木津川上流部会意見交換会	H17/9/12 (月)

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。



閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。
 ※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
 ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。
 ※寄せられたご意見は公表させていただきます場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただけますよう、お願いいたします。
 ※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
 ※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

- ホームページ <http://www.yodoriver.org>
- E mail yodogawa@gene.mizuhoir.co.jp
- TEL 06 6222 5870
- FAX 06 6222 5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研(株)